内部通報制度の概要

(三木市内部通報取扱要綱について)

職員等は、通報窓口又は相談員に対し、内部通報又は内部通報に係る相談をすることができます。

通報窓口又は相談員は、通報内容の受理・不受理の決定し、その結果を通報者に通知します。通報窓口は通報者の秘密を守り、調査を行い、必要に応じ関係部署に必要な是正措置等を要請します。その結果は、通報を受けた通報窓口又は相談員から通報者に通知します。

目的

職員等からの通報及び通報に関する相談を三木市内部通報取扱要綱に則り、適切に処理することで、市としてとるべき措置を確立し、通報者の保護と不正防止の自浄作用の向上を図ります。

これにより市内部のコンプライアンス確保や風通しの良い組織づくりとあわせて、市に対する住民の信頼確保に繋げていきます。

対象者

本市の職員に加え、国等に派遣されている職員、本市への派遣労働者や本市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者などを含みます。

内部通報対象行為

内部通報対象行為は、本市の事務事業に関する次の行為です。

- ① 法令(公益通報者保護法上の通報対象事実のみならず本市の条例、規則その他の規定に違反する事実その他適正な業務の推進のために市において定める事実をいう。)に 違反する行為
 - ※「適正な業務の推進のために市において定める事実」とは、公務員倫理規定違反の事実や懲戒処分の対象となる非違行為の事実等をいいます。
- ② 人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為
- ③ 公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為

通報の基本原則

- ① 内部通報は、実名により、対象となる事実及び証拠を明確にしてしなければなりません。ただし、客観的かつ具体的な証拠を明示する場合は、匿名によることができます。
- ② 内部通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはいけないことになっています。不利益 取扱に関わった者に対しては、懲戒処分等適切な措置を講じることになります。
- ③ 自己の利益を不当に得ること、他の職員等を誹謗中傷すること又は第三者に損害を与えることを目的とした通報は許されません。

こんな場合は懲戒処分等の対象になります

- ① 自己の利益を不当に得ること、他の職員等を誹謗中傷すること又は第三者に損害を与える目的のために通報した場合
- ② 内部通報者若しくは相談者に対し不利益な取扱いをした場合
- ③ 正当な理由なく、内部通報又は相談に関する秘密を漏らした場合

通報窓口 連絡先 総務部総務課

【電話番号】0794-89-2321

※ご連絡の際には三木市の内部通報である旨お知らせください。

受付時間:月~金 8:30~17:00 (祝祭日を除く)

【Eメール】tsuho-somu@city.miki.lg.jp

【郵送先】 〒673-0492

三木市上の丸町10番30号

※内部通報又は相談は、文書、電話、電子メール又は面談(面談の場合は事前にアポイントが必要となります。)、その他適切と思われる方法でお願いします。

相談員 連絡先

H&S法律事務所 (羽田由可弁護士・鈴木 亮 弁護士)

【電話番号】078-325-1805(三木市内部通報専用ダイヤル)

受付時間:月~金 9:00~17:30 (祝祭日を除く)

【Eメール】tsuho-mikicity@hsl-partners.jp

【郵送先】 〒650-0034

神戸市中央区京町67番地 KANJUビル7階

※内部通報又は相談は、文書、電話、電子メール又は面談(面談の場合は事前にアポイントが必要となります。)、その他適切と思われる方法でお願いします。